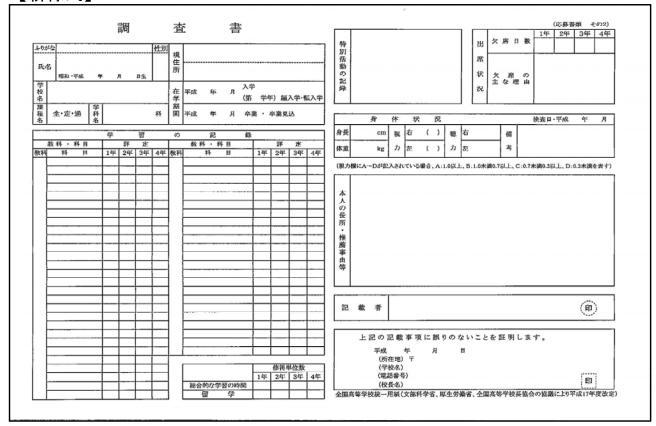
## 【新様式】



### □採用選考時に配慮すべきポイント-2

- 採用選考時の「健康診断」を実施しようとする場合は、例えば、血液検査、色覚などの項目ごとに、当該健康診断が応募者の適性と能力を判断する上で真に必要であるかについて、十分慎重に検討してください。また、真に必要な場合であっても予め応募者に十分な説明を行ってから実施しましょう。
- ・ 採用選考時にその必要性を慎重に検討することなく健康診断を実施すること は、応募者の適性と能力を判断する上で必要のない事項を把握する可能性があり、 結果として就職差別につながるおそれがあります。
- ・ 労働安全衛生規則第 43 条「雇入時の健康診断」の規定は、採用選考時に健康 診断を実施することを義務付けたものではありません。この規定は、常時使用す る労働者を雇い入れた際における適正配置、就職後の健康管理に役立てるために 実施するものです。
- ・ 「色覚」について、具体的な職務との関連性が明確にされていないまま採用条件とすると、色覚異常者が不当に差別されるおそれがあります。採用選考時に職務内容との関連で検査結果判定を求める必要がある場合には、公共職業安定所と相談の上、合理的な理由を求人票に明記するなど、その理由を明らかにしましょう。

# ◆中学校卒業者応募書類「職業相談票(乙)」の改定について◆

□中学校卒業者応募書類「職業相談票(乙)」について

新規中学校卒業者の採用選考時における応募書類は、応募者の適性と能力に基づいて差別のない公正な採用選考が行われるよう、「全国高等学校統一応募書類」に準じて、文部科学省及び厚生労働省の協議によりその様式を「職業相談票(乙)」として定め、事業主の皆様方をはじめ関係者の御理解と御協力を得ながら、使用の徹底を図ってまいりました。

- □様式の一部改定について
- ●改定の趣旨

応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考を確保するという様式制定の趣旨を 踏まえつつ、「全国高等学校統一応募書類」の改定に準じて改定を行っております。

# 【新様式】

1	学校	名		応	募	: 推	F	類		写		
		中学校		(中)	職業	相談。	E [Z	i))		д		
	1 # 12	4-7-(x)	3	性	4	生 昭和	年	Л	日生	贴		
2	氏名		1	291		月 平成	(3%)	歳)	H 35	付		
5	現住					-				•		
_	所	(郵便番号	_	)							_	
	必修教料名 3学	年 選択教料名 3学4	8			9			10			
6	D3 25		99			80			椎			
学			.91				合的な学		辣			
	数 学		- 75			18			$ \cdot $			
黨	理科					の時			49			
	音 楽		16h			岡			荻		_	
成	美術			平成	年	Я	П	項目	行動の表現	η п	行動状	
100.	保修体育		11	身	뚔		CM	12 基本的	to.	思いやり・	-	
	技術・家庭		- 137	体	M		kg	行生活費	他	雄 力		
緻	75 EM 65			視力	右	(	)	健康・体 動 の 向	: 力 上	生命等重· 自 於 受 課		
_	〔 〕 段階評		体		左	(	)	0 * - 0		勤労・奉仕		
7	学年 欠席日数	主な理由		聴力	右			D H.F. H	100	80 25 · 26 C		
н	1.		状	備考	t.			数 任	感	公正,公草		
田席状				98 - 75				創意工	夹	公典心		
88		3		「 役力等にA~DSEASATいる場合。 )			録本人の	の特長を示すものに〇印を付				
_				A:1.60上、B:1.6余歳0.70上、C:4.7 未満0.30上、D:4.3余歳を表す。 けるものと						٥.		
13	本人の長所・振腾	争田等										
_												
			******									
317	成 年 月	В							中学校员		_	
	所在地)	н							1-9-10.10			
	郵便番号)		-	(電話	番号)						0	
*	安定所記載欄								:	足 付 番	Ą	
								(M) V 4	KON	公共職業安	dr.	
								(担当2	rr(1) :	ム共和米女	AL P	

#### ★公正な採用選考について★

採用選考に際しましては、応募者の 適性と能力に基づく、差別のない公正 な採用選考が行われますよう、一層の 御理解と御協力をお願いします。

厚生労働省・ハローワーク (公共職業安定所)